

令和2年度・4年度・5年度の国財源における活用事業の事後評価について

＜R2・4・5年度の国財源にて行った事業＞

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備 【R4・5】	◇回復期病床への転換助成や、医療機関に対する、回復期病床への転換を促すためのセミナー・相談会や個別支援の実施、地域医療介護連携ネットワークの構築。 - 回復期病床の整備数：295 床（令和5年度） - 意見交換会・検討会等開催回数延べ40 回程度（令和5年度） - 地域医療介護連携ネットワークに参加する医療機関数 211 施設（令和4年度）→ 294 施設（令和5年度）	- 回復期病床の整備数：84 床（令和5年度） - 意見交換会・検討会等開催回数延べ40 回程度（令和5年度） - 地域医療介護連携ネットワークに参加する医療機関数 181施設（令和4年度）→ 240施設（令和5年度）	- 医療機関の理解促進を図ることなどあわせて、人材の確保・養成を推進していくことで、今後の病床の機能分化・連携を推進していく。 - 新設された地域包括医療病棟について、主に回復期機能を提供する病棟を今年度以降の補助対象とすることで、回復期病床転換の促進を図る。
在宅医療の推進	居宅等における医療の提供 【R5】	◇在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させる。 - 訪問診療を実施している診療所・病院数 1,455（平成27年度）→ 2,139（令和5年度） - 在宅療養支援診療所・病院数 930（平成29年）→ 1,302（令和5年度） - 在宅看取りを実施している診療所・病院数 694（平成27年度）→ 1,020（令和5年度） - 訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 725 箇所（平成26年度）→ 982 箇所（令和5年度）	- 訪問診療を実施している診療所・病院数 1,360 以上（令和4年度） - 在宅療養支援診療所・病院数 972（令和4年度） - 在宅看取りを実施している診療所・病院数 736 以上（令和4年度） - 訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 1,420 機関（令和3年度） ※データの最新値が更新されていない	地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
			為、令和3年度情報を記載	
医療従事者の確保	医師の確保 【R5】	◇医師不足、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの解消 ・休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができて いるブロック数 14ブロック(県内全域)の維持	・休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができて いるブロック数 14ブロック(令和5年度)	
	看護職員の確保 【R4・5】	◇神奈川県の人口10万人当たりの就業看護職員数は全国平均と比べ低い水準であるため、養成、離職防止、再就業支援により、看護人材を確保することを目標にする。 ・看護職員等修学資金借受者の県内就業率 95%以上の維持(令和5年度) ・県内院内保育施設数 120施設以上の維持 ・届出登録者の増加 3,850件(平成30年度) →6,650件(令和5年度) ・重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者 20人(令和5年度) ・認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数 新人看護職員対象研修受講者 70名(令和5年度) 中堅看護職員対象研修受講者 50名(令和5年度)	・看護職員等修学資金借受者の県内就業率 集計中(令和5年度) ・県内院内保育施設数 115施設以上の維持 (令和5年度) ・届出登録者の増加 3,850件(平成30年度) →7,538件(令和5年度) ・重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者 23人(令和5年度) ・認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数 新人看護職員対象研修受講者 47名(令和5年度) 中堅看護職員対象研修受講者 30名(令和5年度)	・県内の保健医療人材の育成・確保に向け、看護職員等を目指す学生に対し、更なる制度周知を図り、より効率的・効果的に事業に取り組んでいく。 ・認知行動療法に関する研修について、令和6年度は引き続き認知行動療法等を実践できる看護職員を育成するため、多くの参加を促すよう努める。

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
	歯科関係人材の確保 【R5】	◇今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。 ・在宅療養者に対して口腔咽頭吸引を実施する県内の歯科衛生士数の増加 30名（令和5年度） ・県内養成校の定員充足率 100%（令和5年度）	・事業実施団体の意向により、歯科衛生士・歯科技工士に対する研修事業は未実施 ・県内養成校の定員充足率 65.6%（令和5年度）	・県内の高校性を対象に広告を掲載することで、専用サイトの閲覧につなげ、養成校の情報に興味を寄せる機会を作ったことから、引き続き、同取組みを行う。
勤務医の働き方改革	勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備 【R2・5】	◇医療機関に対し、地域医療提供体制を確保できる適切な時間外労働時間上限水準の適用と、将来的な勤務医の労働時間縮減 ・事業後に直近3か月の平均超過勤務時間が事業前と比べて減少した医療機関 53%（令和元年） → 目標100%（令和6年）	・事業後に直近3か月の平均超過勤務時間が事業前と比べて減少した医療機関 84%（令和3年） ※データの最新値が更新されていない為、令和3年度情報を記載	